

議案第 38 号

指定金融機関の指定について

地方自治法第 235 条第 2 項及び地方自治法施行令第 168 条第 2 項の規定に基づき、みよし市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるために下記の者を指定する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

みよし市長 小 山 祐

記

1 指定金融機関

岡崎信用金庫

2 指定期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日まで

説 明

この案を提出するのは、指定金融機関を指定するため必要があるからである。